

付 託 事 件 等 審 査 結 果 報 告

令和 2 年 1 2 月 2 4 日

薩摩川内市議会生活福祉委員会
委員長 帯 田 裕 達

1 委員会の開催日

1 2 月 1 7 日

2 付託事件及び審査結果

(1) 議案第 1 5 3 号 薩摩川内市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(2) 議案第 1 9 5 号 里藪上墓地等の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(3) 議案第 1 9 6 号 薩摩川内市川内葬斎場やすらぎ苑等の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(4) 議案第 1 9 7 号 薩摩川内市上甌島葬斎場の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(5) 議案第 1 9 8 号 薩摩川内市下甌葬斎場の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(6) 議案第 1 9 9 号 薩摩川内市鹿島葬斎場の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(7) 議案第 2 0 0 号 財産の無償譲渡について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(8) 議案第 2 0 1 号 財産の無償譲渡について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(9) 議案第 2 0 2 号 サン・アビリティーズ川内及びふれあいドームの指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(10) 議案第 2 0 3 号 樋脇もくもくふれあい館の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(11) 議案第 2 0 4 号 薩摩川内市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(12) 議案第 2 0 5 号 薩摩川内市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

(13) 議案第 2 0 6 号 薩摩川内市立里保育園の指定管理者の指定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (14) 議案第 207 号 薩摩川内市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (15) 議案第 208 号 財産の無償貸付について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (16) 議案第 209 号 財産の無償貸付について

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (17) 議案第 245 号 令和 2 年度薩摩川内市温泉給湯事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (18) 議案第 249 号 令和 2 年度薩摩川内市国民健康保険事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (19) 議案第 250 号 令和 2 年度薩摩川内市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (20) 議案第 251 号 令和 2 年度薩摩川内市介護保険事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (21) 議案第 252 号 令和 2 年度薩摩川内市後期高齢者医療事業特別会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (22) 議案第 253 号 令和 2 年度薩摩川内市簡易水道事業会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (23) 議案第 254 号 令和 2 年度薩摩川内市下水道事業会計補正予算

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定した。

- (24) 陳情第 7 号の 2 電源開発株式会社の「(仮称)北鹿児島(西地区・東地区)風力発電事業」計画に関する陳情

本陳情については、まず、当局に、環境影響評価の概要とクマタカの生息・営巣地等について説明を求めた。委員から、当該事業によるクマタカ及び環境への影響について質疑があり、当局から、「クマタカについて、バードストライクの発生確率は 20 年に 1 個体であり、生息環境への影響については、おおむね回避できると準備書に記載されている。また、事業者が実施する環境保全措置として、繁殖への影響が大きい時期の工程は調整するとされている」旨の答弁があった。

その後、委員間の自由討議において、「再生可能エネルギーといっても、これだけの大規模な風力発電事業計画であることから、環境破壊という観点については考慮しなければならない」、「準備書の一部及び要約版によると、多くの鳥類、動植物への影響がないよう環境を保全することや、クマタカの生息環境に関する保護対策等の記載もあり、相当入念に作成された準備書である」といった議論があった。

その後、本陳情の取扱いについて協議し、継続審査とすることは否決されたことから討論に入った。

討論においては、「環境影響評価準備書及びその要約版は、経済産業省の勧告、鹿児島県知事の経済産業大臣への意見書に基づいており、さらに風力発電に係る過去の事例を参考に自然環境への配慮やクマタカのみならず、鳥類、昆虫類、ほ乳類などの保護対策も行き届いている。また、工事に伴う環境への影響についても回避・低減するよう調査、作成されており、自然環境に十分配慮した計画となっている」、「森林保全管理用の林道が確保できるとともに、施設設置に伴う固定資産税等の財源を活用した市民サービスが可能となる。また、風力発電機が多数設置される他自治体の意見も尊重すべき」という反対討論と、「大型の風力発電となると、大規模な工事による様々な環境への影響が想定される。紫尾山系には希少なクマタカも生息していることから、慎重に計画を進めるべき」という賛成討論がそれぞれ述べられ、採決の結果、起立少数により不採択とすべきものと決定した。

3 所管事務の調査結果

各課所の事務について所管事務調査を行い、調査の過程において述べられた意見・要望の概要は、次のとおりである。

- (1) 甑島地域における消火活動の連携については、甑大橋が開通したことに伴い、上甑島、下甑島の消防局隊員と消防団員が相互に応援し合える体制を早急に構築するとともに、現場に出動した消防団員の声を今後の活動に反映できるような仕組み作りを検討されたい。
- (2) 鹿島診療所の集約に当たっては、医師会など関係機関の協力を得ながら、医療従事者の確保だけでなく、出張診療所にも十分に対応できる離島医療体制の整備に努められたい。また、看護師の確保に当たっては、離島医療に対する理解を深めてもらうため、養成機関の教育課程に離島の診療所での実習等を組み合わせることができないか、関係機関と協議を進められたい。